

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について(令和元年度決算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

また、市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和元年度の決算における社会保障財源化分の用途は、次のとおりです。

〔歳入〕 地方消費税交付金の収入額	1,167,763 千円
うち社会保障財源化分	509,545 千円
〔歳出〕 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	8,242,983 千円

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉費	1,766,802	807,288	455,546	0	16,992	70,785	416,191
	老人福祉費	77,601	0	0	0	6,142	10,387	61,072
	介護保険費	1,303	0	0	0	1,303	0	0
	児童福祉費	13,216	4,429	3,411	0	0	781	4,595
	児童措置費	890,146	605,408	139,888	0	0	21,055	123,795
	母子福祉費	447,075	146,757	7,823	0	411	42,456	249,628
	児童福祉施設費	90,265	21,455	14,143	6,000	35,572	1,903	11,192
	保育園費	800,798	235,770	110,416	15,600	90,691	50,631	297,690
	生活扶助費	1,861,975	1,395,596	42,251	0	24,904	58,029	341,195
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	548,374	84,460	273,076	0	0	27,739	163,099
	介護保険特別会計繰出金	672,085	20,035	10,018	0	0	93,323	548,709
	後期高齢者医療特別会計繰出金	137,175	0	99,611	0	0	5,460	32,104
	後期高齢者医療事業費	521,517	0	0	0	0	75,806	445,711
	国民年金費	277	189	0	0	0	13	75
保健衛生	予防費	120,861	0	10	0	431	17,504	102,916
	母子保健費	226,327	4,209	50,294	0	3,783	24,426	143,615
	健康増進費	67,186	675	2,898	0	0	9,247	54,366
合計		8,242,983	3,326,271	1,209,385	21,600	180,229	509,545	2,995,953

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。